

24

8-3-11-2

図書 資料	番 号
No. 6の2	

# 賣春禁止法制定促進關東大会記

売春禁止法制定促進委員会

松山市堀之内町五番地

愛媛婦人少年室



# 賣春禁止法制定促進関東大會記

日時 昭和三十年六月十日午後一時—五時

会場 朝日新聞社講堂

参加者 五百名

参加団体名(順不同)

日本基督教女子青年会

日本婦人平和協会

全国地域婦人団体連合会

全国婦人福祉施設連合会

日本基督教婦人矯風会

全国纖維産業労務組合

くらしの会

日本社会党左派婦人対策部

日本民主党婦人部

全国医療団職員組合連合会

日本青年団協議会

全国友の会

日本基督教協議会

大田婦人会

婦人有権者同盟

救世軍社会部婦人部

国民純潔同盟

婦人問題研究会

全国電通信労務組合

大宇婦人協会

日本社会党右派婦人対策部

自由党婦人部

市川市婦人団体協議会

社会教育協会

国鉄労務組合婦人部

澁谷婦人会

全国社会福祉協議会

## 報道陣名

朝日新聞 読売新聞

日本新聞 日本テレビ

新報 聯合プレス社

毎日新聞

NHK

中央婦人新聞

共同通信

産業経済新聞

婦人と政治新聞

朝日イブニングニュース

興信新聞

ラヂオ東京

都新聞

日本文化放送

日本朝光新聞

西日本新聞

婦人タイムス

中部

婦人

来 賓 名

小泉純也、片山哲、古屋貞雄、淺沼稻次郎、原 彪、一松定吉、赤松常子、市川房枝、山口シツエ、平田ヒデ、藤原道子、  
福田昌子、神崎清、戸叶里子、神近市子、馬越旺輔、内山つき、木内キヨウ

祝 電

東洋レヨン愛媛労組 東洋織維八代労組対部 売春禁止法制定促進委員会京都支部 鹿兒島大学教育自治会 全織同盟宮崎支部 全織同盟石橋労組我孫子支部婦人部 東洋レヨン愛知労組 東洋レヨン徳島労組 熊本師人少年室長 全織同盟静岡支部 全織同盟愛媛支部 大和紡績労組 全日本青年婦人会議 織風会綾部支部 全織同盟福井支部 敷島紡労組 平塚雷鳥 鹿兒島師人室長 吉澤信子 大阪燻風会 植木芳雄 東洋レヨン大阪労組 日本毛織中山労組 全織同盟福島支部 全織才一労組 全織同盟口紡足利大高支部 宮崎縣母子福祉連盟協議会 宮崎教組婦人部 鹿兒島市婦人会 鹿兒島縣婦人連盟協議会 鹿兒島高教組 高良とみ 栃木縣売春禁止法制定促進委員会 栃木県白梅会 栃木縣教育委員会 雀ノ宮婦人会 大阪燻風会 滋賀縣燻風会八幡支部 燻風会宇都宮支部 全織同盟口紡労組本部 全織同盟鹿沼支部 東洋レヨン京都労組 日毛労連 全織香川支部 三菱レヨン大竹労組 全織同盟倉敷労組 群馬純潔委員会 帝国人絹三原労組 福田孫光 岩手売春禁止法制定促進委員会 栃木縣 栃木縣医務課長 燻風会大津支部 神戸燻風会城ノ

ノ

六月の晴れた青い空の下、会場の朝日講堂は定席三百を突破しての盛会ぶり、定刻午後一時、開会の幕はきつておとされた。まづ司会者福田勝より「昨年二月八日の全国大会以後、加盟団体はあらゆる角度から活動をつづけて来たが、容易に立法化されるに至らず今日に及んだ。しかるに松元事件等いまわしい事件が次々と起き、ますます悪化の道を進る公算大となつて来た。こゝで私共婦人がもう一度声をあげて売春なき日本建設を叫ばないならば、石さげぶべしと云う思いにかられて関東大会を開催した次才であり、各位の協力を乞う。」と開会の挨拶があり、ついで運営委員並びに議長団が選出され、議長団齊藤キエ、舟山トミ、運営委員長本多シツエに決定。議長団を代表して齊藤キエの挨拶があり、引続き書記任命（書記長若宮きぬ、書記山本礼子、小柴美知、上野ひさ子）大会運営委員長本多シツエの運営に關しての報告があつて、来賓祝辭にうつる。

一、来 賓 祝 辭

左派社会党 古 屋 貞 雄

現在の日本の実情から考えて、一方に於て徹底的な法律的制裁を加えるとともに、一方に於て人身売買の如き基本的人権を

無視した行爲の行われる世相を根本的にとり除くために、教育、思想、社会生活の問題を徹底的に検討し、国民啓蒙を行う必要がある。かかる意味でもこの大会は重大なる意義をもつものであると確信する。私共は数年来この禁止法制定に全力をあげて来たが、未だ日の眼をみないのは何故であるか。各党が基本的人権に対して誠実な考えをもつてゐるなら、とつくの昔に解決がついてゐる筈だし、少くとも日本民族を愛する政党ならあげてこの法案に賛成せざるを得ない筈だ。どうか皆さん、四六七名の代議士に膝づめ談判をして努力の約束を強要して下さい。私共は日本の完全独立と文化国家のために、その才一步としてこの人権尊重の法律制定に全力をあげることを誓うものである。

花村法務大臣代理 法務政務次官 小 泉 純 也

花村法務大臣は、参議院に於て予算總會が開かれる關係上來られなかつたので御了解願いたい。

才二国会以来幾度か法案が提出されたが、ことごとく国会の解散、或は国会内に於て、これの及ぼす影響の重大性に鑑みて審議未了になつてゐることは御承知の通りだが、今度も今明日に婦人議員が中心になつて法案を提出せんとする動きがある現に昨日の参議院法務委員会に於て、宮城タマヨ、藤原道子、市川房枝の三氏が相ついで法務大臣に法制定促進に関する熱心な質問がなされた。これに対し、法相は売春対策協議会の報告あり次第、政府に於ては国会に提出する意志があることを表明された。この法案提出が遅れてゐるについて私見をいへば、売春法令の必要性は誰でもみとめるが、この法が制定されてこれらの事実が雲散霧消するとは考えられぬ。売春行爲というものが、社会的な国民生活の上に複雑な深刻な問題を孕んでゐることを考え、その及ぼす重大な要素をふくんでゐることは特に申上げる必要がない。政府に於てもこの提出を故意に遅らせるものでは絶対ない。この会場を埋める盛大な集りは国会に対する偉大なるデモストレーションであり、法案制定への決意を固めるものである。

自由党総裁 緒 方 竹 虎 (代 読)

本日こゝに各種婦人団体並びに衆参婦人議員によつて、売春禁止法促進大会を開催されるに当り、いささか所見をのべ、諸姉の御苦勞を多として挨拶を送ることを喜ぶものであります。

身体を提供し又それを目的として金銭、物品を受授する売春行爲は、文化国家を標榜する国として最も恥すべき事であり、

社会子女教育に及ぼす影響大なるものがあることはいふ迄もなく、又転落せる個人にとつても悲しむべく憂うべきものがあり速かにこれが禁止消滅することを望むものであります。さきに国辱的公娼廢止が断行され、国民の自覚と善處が期待されましたが、複雑なる社会情勢下、今なおその徹底を見ず、私娼の跋扈は法網をくぐり、その跡を断たず、子女教育の任にある婦人の立場から、これが徹底を要望する運動となつた事は当然の事と、その努力に敬意を表すると共に、更に強力なる目的達成に努力致し度く思うものであります。更に願わくば今日ここに示されたる諸姉の善意ある熱情と力を以て具体的地域社会の監視善導に努力せられんことも希望するものであります。

実にこの種の社会問題の解決には、母たる婦人の力に俟つもの多く、今日ここに開かれました大会が、有意義に結実する事を祈り、祝辞といたします。

右派社会党最高顧問 片山哲

戦後日本は新憲法の制定により、一切の戦力を放棄して福祉国家として前進する約束をした。気の毒なる人を守り少女を保護し婦人を大切にするという事は前進である。所が今日その裏づけがないことは心外である。

婦人議員の特色は平和を愛し、純潔を愛する精神を政治の中に、日常生活の中に具現してゆくことだと思ふが、かかる意味でも婦人議員の本質を充実させている本法案制定の一日も早からんことを祈つてやまない。鳩山内閣は友愛精神の面目にかけても、弱きものに手をさしのべる本法案を友愛精神の一号としてやつてもらいたいものである。即時国会提出は勿論のこと、通過法律案として、成立する日の早からんために党としても諸手をあげて協力する事を、誓いお祝の言葉にかえる。

右派社会党書記長 浅沼 稻次郎

右派社会党書記長の浅沼として来たのではなく、法務委員会の一員として皆さんの意見を伺い審議の参考にしたかつた。

日本人として日本の姿を冷静に考えてみたい。日本は独立したとはいへ、アメリカの軍隊によつて保護されている。他国によつて保護されている期間が長くと独立愛して隷属になる恐れがある。アメリカの駐屯の結果、日本に如何なる現象が現われたか、基地の周囲は眼をそむけないでいられない状態が現われ、お互の仲間から貞操の切売によつて生活している女性もあらわれる状態、これも生活環境がそうさせるのだと思ふ。形式的に婦人解放はなされても、婦人の人身売買がなされている様

では駄目だ。一日も早く法をつくり、これらの人を縛ると同時に、反面生活の困窮から売つてはならぬものを売っている実情を考え、世の中がもつと平和に豊かな生活が出来るための根本的解決をはかる努力をすべきである。

売春禁止法に対しては兩派社会党全員賛成を誓うと共に、保守党議員説得にも、つとめて協力したい。

左派社会党 原

彪

私も法務委員の一人として又法提案者の一人として参つたが、祝辞でなく、ここで悲しみの言葉、憤りの言葉をのべざるを得ない。才一「売春禁止法」でなく「売買春禁止法」とすべきで、今日も男性が多少見えているので意を強くしたが、この問題解決のために男性も深く考え立ち上つてほしい。私の友人が古本屋の本あさりをしていた時、戦前の東京の産業組合連合会の速記録を何気なくみたところ、米賣の祝辞に吉原の公娼制度を礼讃して「国体の精華」という言葉を用いている、しかもその人は殊更に名は控えるが、現在政界の名党の大幹部として活躍している人で、保守党の人には日本が文化国家になつても、頭の中でまだ完全にきりかえ出来ていない人が案外多いことが現在の言行からも察せられるので、気をひきしめてかからねばならぬ。私共はこの法成立のために努力することを誓うが、この一法を制定するだけでなく、本当に日本を再建する為にはお互いに純潔な気持をもつて、人間をいとおしむ心から出発しなければならないと思うので、その意味でもこれは日本再建運動の一翼になるのではないか、かかることを心に銘記して大奮を意義あらしめてほしい。

日本民主党参議院議員 一 松 定 吉

専門的知識のかけている婦人議員団に対して、修正点について、専門家として協力したい。

## 二、本部報告

久 布 白 オ チ ミ

昨年の二月八日以来、私どもはこの運動を徐々に骨格づけて来ました。法案を出してそれを徹底させるということと、それを現実はこの国のうちに行うということが、今日の私どもの問題であります。それで促進会は、先程ご報告がありましたように、二十五団体更に加わつて二十七団体、その中には政黨はすべての政黨を含められ、団体はあらゆる団体が含められております。青年層を代表するものとして、青年団体数百万をふくむというの日本青年団協議会がこの中に入りました、これは私ど

もととして非常なる力でございます。

また私どももいたしましたして、よろこばしい限りに存じます事は、全国各府県にその足場と支部をもちます、地域婦人団体が東京及び全国あげてこれに参加しておられる事でございます。数字的に申しますならば、今は、青年も婦人もまたあらゆる団体のすべてをあけてこゝに参加しておる美しい姿でございます。それにもかかわらずなおも今日、只今売春禁止法というものを出すか出さないか、御祝辞が出ても何だかつかみ所のないようなものがございませう……（拍手）これが本当に出るのか出ないのかという所が問題でございます。また婦人議員の方々はこの議会でもって出そうとする十二分の手はずをして下さいます。協議会は昨年の二月から始まつて今日に至る迄、準備を重ねて数日前、委員の手もとまで通告を下さしました。それによりますと「もう準備が着々出来つつある」——「ずい分長い準備でございます。そしてなお準備とともに工作を謹じなければならぬ」といつて、一生懸命に売春に対する處の、業者に対する處の注意までも考えていられるようであります。私ども不肖委員となつておりますものは、この際徹底的にそれを進めていただくように申上げようと思つております。

この法案というものは、昨年も申上げたとおり、明治五年、一八七二年、今から八十三年前、日本政府の手の中でうごいていた、八十三年かかつて中味と一緒にならないという法案というものは、如何にこの問題が国民生活の中に於て困難なる問題であるかということ物語ると思ひます。それでこのたび、この法案がいよいよ通過するといふ時になりましたならば、集団売娼即ち赤線区域、青線区域、個人売娼即ち街娼も私娼も、これらの人人、ことごとくを加えての法案になります。また売る者ばかりでなく、売る人は貧に迫つて売るのだけれど、買う人は好色で買うのであります。しかもその間の売春業者というものは人の肉体によつて、搾取によつて儲ける人であります。故にこの相手方も調すべきものである、業者は厳罰に處すべき問題であります。

私は昨日の母親大会においてこの問題が出たときに、一人の婦人が申されて、「あなたが売春禁止法をおつしやいますけれど、食えないおツ母さん、食えない娘さん、食えない人たちがいるのに、大の男が大学を出ても食えないのに、あんな法律ばかりつくつてそれでいいのよ」といいました。私はあそこでは、何もいわないでアソクがいう通りという顔をして黙つていました。そうなんです、何といつてもそれこそ皆さんよくおつしやいます完全雇用、社会保障の徹底、それらの事柄が出来ておつしやいながら食えないならばならない。これは容易なことじやない。しかしながら食えないからお前の子供は泥棒をしていいとおつしやいますか、人間には食えると思ふと食えないといふことの上に、人間というものの倫理があります。食えなければ人倫は



いらぬのですか。

食えるために政治家がみんなよつて、国民がみんなよつて、経済人がみんなよつて、盡しているのです。だが国として立つためには法がなければならぬのであります。

この線以下では食えないとき、泥棒して食えとはいわぬ、姦淫しても食べてよいと国家がいうのなら、日本という国はのろわれた国だと思ひます。

この法だけは守つてそうして食つてゆこうじやないか、食わせてゆこうじやないかという国の法をこの際作らなければならぬ。その法を作つておいて、私たちは力をつくして總ての者を食へさせてゆくために斗おうと思ふのであります。それでこの度は法務省だけではございません。「職業を興えなければならぬよ、よろしい労働省」「更生させなければならぬよ、よろしい厚生省」「教育しなければならぬよ、よろしい文部省」とこれらがすべて一つになつて、この法案が出来ようとして成案がくまれつつあるのであります。本当に法というものは国民の良心と国民の良識がなければ、いくら法をつくつても生きないのであります。八十三年前に出来たところの法律は見事なものでありましたが、まだ国民が良心とその常識に於て、それを支えることができなかつたから、八十三年後の今日、日本の国民は文化國家の國民として、この法を活かすためにわれわれは、国民の良心と国民の常識とがこれを支えて、これを活かすようにならせていただきたい、どうか今日のこの会というものが国民の常識と良心を本当に支えて、為政者が心を安じて法をたて、その実行を更に促し得るように皆さん方の御支持を仰ぎたい。経過報告にそえまして一應申しあげます。

### 三、講

演

神

崎

清

少女芸者人身売買事件、松元莊事件をみて次の二つのことがいえる。一つは芸者町の芸者の売春が明るみに引出され、料亭といえは体裁がいいがその実体は赤線区域以上にひどいものであつたということであり、才二は政府のサポーターシユによつて足ぶみを余儀なくされていた売春禁止法制定運動に対し、これらの事件が大きな輿論喚起のいとぐちになつたといふことである。

本日は特に人身売買の問題をとりあげ、東京に於ける売春の問題点を幾つか引出してみたいと思ふ。

事件発生により少女は児童福祉法により保護され、置屋は罰せられるが、料亭には手が及ばない。特に芸者制度、見番制度

置屋制定、料亭制度というものにはメスが入らない。だからつかまつたのは運が悪かつたからだということになり、一日も早く根本的な問題の解決をはからねばならぬ、これに対し警視總監は制度的なものに関しては、警視庁の一存では出来ないものがあるが、この事件に関する限り徹底的にメスを入れるという約束をし、既に四月十九日の朝刊に出た「公然と売買された子女」について内偵を開始し、少女を売つた実父、継母の取調べをやり、東京地検は五月十二日置屋の主人と周旋人を児童福祉法違反、身柄拘束のまま起訴し、更に料亭二十八軒（芝神明には四十二軒ある）がこの旋風にまき込まれ、最も悪質な料亭四軒が五月十四日、十九日、都条例により「売春の場所提供」ということで起訴されている。

五月十九日、水あげの行われた旅館は場所提供で起訴、また労働基準監督局に於ても、労働基準法違反で起訴、斯様に発生した事故に対する檢察側の活動に極めて積極的なものが見られるが、これも潮の様に湧きあがつてくる世論の圧力の生んだ成果と思う。少女は今慈愛寮に收容され次才に到着きを取り戻しつつある。朝日イヴニングニュースもこれを報じ、国際問題になつたが、このことで某国大使館にまねきをうけ治療費、更生費を受持ちたいなどの話があり、日本人として赤面して歸つて来た。

今日本には施設が十六あり、その予算二千五百万円、大藏省が削減しようとしたのを婦人議員の必死の骨折りでくいとめたが、売春禁止法制定と相まつて、今後施設の拡張をはかる努力をしなければならぬ。

又今後とも裁判の成行を監視してゆく必要がある。特に業者の弁護に立つ弁護士の中で、業者から金をもらい、白を黒といいくるめ、色々と悪智恵をつけるものがあるが、これは明らかに弁護士の名に於て人権蹂躪者に協力するもので、この為に裁判官がどんなに悩まされているかわからない。婦人団体はかかる弁護士を発見したら、直ちに日本弁護士会に提訴し、警告を発する申込みをする様にしていただきたい。

次にこの事件によつて明るみに出た芸者町の実体を述べてみたい。料亭に於て水揚げということが東京といわず、大阪といわず芸者町に於ては公然と行われ、十五、六才の少女の初夜権が金で売買されていることがハッキリと明るみに出た。この少女の場合は築地の旅館において、お披露目に出る前に斯様なことがあり、二回目は熱海につれてゆかれアメリカ人にあてがわれた。値段も二万五千元、次に一万元、三千円と下つてゆくこととおわりのことと思う。その場合、業者は発見されたなら児童憲章三十四条才六項に「児童に淫行させたものは云々」で罰することが出来る。しかし相手になつた議員とか、新聞社長とかを罰することが出来ないというのが法律の盲点となつている。但し児童福祉法才三十四条才九項に「児童の身体に有害

な影響を與える目的をもつて、これを自己の支配下におく行爲』つまり水揚げをする、自分の玩具にするという目的で金銭により自分の支配下におく、一日でも半日でも支配下においたということで檢舉し處罰することが出来る。これを今後の緊急課題として検討していただきたい。

次に芸者町に於ける搾取のカラクリである。線香代が料亭で一時間四五〇円、置屋わたし三百円、差引くと手取り百円で僅か二十二パーセント、赤線区域の玉割り分割が大体四〇パーセント、三〇パーセントだから、赤線以上に料亭、置屋が搾作していることになる。

芸者は三味線をひいたり、踊ったりする芸術サービスによつて生活しているというのが常識的な理解であるが、芝神明で少女が試験を受けた處、三味線も弾けず、踊りも踊れず、お茶をくんで出すだけで合格している。この芸者収入は、ヒラの座敷で踊つたりするのは三百円、＼かげ＼といつて一寸横の部屋に行つて客をとる、シヨートタイムといつてそれが千円早泊りが二千円、遅泊りは二千七百円、これが歩合によつて分割されている。売春による収入が九割、ヒラによる線香代収入が一〇パーセント、全国五万を下ることのない芸者の八割までが、みづてん芸者、二割が旦那持ちだが、これも旦那から手当をもらいながら、ハンドバツク、帯を買いたいというときには、＼つまいぐい＼と稱して月に二、三回ひそかに客をとるこれが実状なのだ。次に見番、見番は芸者置屋にいる料亭との間を斡旋する機関だが、芝神明の見番の佐票に「キ」と書いたのがある。「キ」は泊りのことで二千円、遅泊りは一千七百円、「キ」印は明らかに売春を斡旋して見番料をとつている証據である。次に借金のことを申しあげたい。少女の場合は五万円の借金が僅かの間に九万円に増えていた。大体今の芸者は二十万円からの借金をもつており、やめたいと思つてもやめられない実状にある。この少女のことで私は本人からの委任状をもつて置屋にゆき名刺を出し、借金は民法九〇条によつて棒びきにしてもらいたいと話した處、これは黙つて否認された。本人の着物を返してくれという借金をもつて来たら返してあげるといい、借金をもつてこなかつたらどうかという親に請求するという、仕方がないから移動証明だけを返してもらつて歸つて来たが、この置屋の主人は警視庁の係官に対して九万円の借金を棒引きにしたといつてゐるが、しかし少女の持物、着物には赤インキがついてとても使えぬ様になつてゐる。癪で癪でたまらないのでこの様に悪質なことをしてゐるので、この様な人がどの程度悔い改めるか疑問だと思ふ。

こゝで私は問題を一つ提起したい。少女が逃げた時、都内の或るソバヤに勤めていた少女の妹の處に、周旋人がやつて来て姉の居所を云わなければお前を借金の穴うめにつれてゆくといつたので両親から保護願が出て、「どうしたらいいのでしょうか

か」と係官にいつたら「返すものは返して……」といい「あなたのお姉さんが置屋の主人のところへ行つて直接交渉するのが手取り早い解決策だ」という助言をしたことである。これは非常に重大な間違いを犯している。何故なら、児童福祉法違反で刑事事件なのに、これをただの「返す返さぬ」の民事扱いにしかしていない。警視庁の幹部は業者に請求権がないといつているのに、現場のお巡りさんは借りたものは返してということをつていっている。これは教育の不足だと思ふ。売春禁止法が実施された場合でも、借金の棒引きの問題は重大な問題で、これを簡単に處置出来る様にしておく必要があると思ふ。

最後に東京都の売春婦の形態のあらましを申しあげておきたい。

警視庁衛生班の調査によると、街娼は一六五〇人、これは立川、新宿、浅草に多く、置屋ハウスに在るのが五、五〇〇人、合計七、一五〇人、中四、〇〇〇人が外人向きであり、三、〇〇〇人が日本人向き、東京基地というか半数以上がアメリカ人と相手で、われわれの娘の純潔がアメリカ兵士のために、かくも無慚に踏みはじめられていることに深い悲しみと憤りをもち、肌寒くなる思いがする。

三十年四月の調査で、特飲街赤線区域は業者が一、二一四人、女が四、二八〇人、地域は一八区、芸者の方は地域四七、女が五、〇〇〇人、料亭二、一五七、芸者置屋一、三三九、結局婦女の売淫によつて生活している業者は、東京都下に於いてハツキリ判つただけでも七、六一〇人、その他風俗営業取締法の対象になつてゐる料亭が六、二八六軒、簡易料理店六、三二二軒、ここに偽っている従業員は数さえわからない。キャバレー、カフェーに偽っている女を入れると恐らく七万人位、つまり三万五千の売春予備隊がいるといえる。東京都のカフェー一、二二二軒中、一、二四〇軒は特飲店であり、赤線区域であるということ、これは恐るべきことだと思ふ。

東京都の婦人団体の方は誘惑される危険の多い地方の娘さんを守るために大いに活躍してはしい。都条令があるが、これは半身不随、芸者町、特飲街には適用しないといつたもので、又東京でおさえても、千葉、神奈川に逃げればすむといつた不完全なものなので、売春取締法の必要性をかかる点からも痛感するものである。

鹿兒島の検事は松元事件を調べたときに、自分の妹が犯されたかのように興奮しておつたというが、われわれの娘や妹につながる問題としてこの問題を處理していただきたい。深い人間的な愛情と、社会的な精神をもつて解決するために、皆様方の御協力と御努力をお願いして、私の報告を終りたいと思ふ。

#### 四、松元事件の真相発表

参議院議員 藤 原 道 子

私は婦人議員団の有志として、松元事件の直後鹿兒島に行つて来たのでその報告をしたと思う。この事件は松元荘の女將松元田鶴江の夫が土建業で失敗した五百万円もの借金をうすめるため、仕事を請負わせてもらう手段として、制服の乙女を関係者に提供していたという事件、この毒牙にかかった女学生は中学生三名、高校生三名、看護婦学校生徒二名で、このかよわい女性を蹂躪した男性が、世の所謂名士と呼ばれる人達で、檢舉された三十一名は既に自由し、うわさに上つてゐるのは六十名程もあるといわれている。所がこれらの野獸の如き男性を罰する法律がない。児童憲章才三十四条才六項に「児童に淫行させたものは十年以下云々」とあり、松元荘の女將は児童福祉法違反、醜行勧誘罪で五九月の懲役、三九年の執行猶予、布団を敷いたという仲居が四九月、三年間の執行猶予になつてゐるが、皆さんこれだけでよいのでしようか。この少女達が犯された時の様子もきいてきたが、これでも人の子であり親なのだろうかと思われる程悲惨なもので、にくみもてあまりあることと思う。何故こういふ問題が起つたかを一鹿兒島の問題としてだけでなく、社会問題、教育問題として再検討すると共に、再びかかる事をくりかえさない様に、この機会に世の父親、母親、すべての人々に呼びかけ、一日も早く法の制定実現のために努力したいと思う。既に地元婦人団体、学生団体は立ち上つてゐる。この不幸な事件を將來の子供達を守る福祉の方向にもつてゆくことこそ私達の使命ではなからうか。

#### 五、地方報告

##### (一) 松元事件について

山 地 文 子 (鹿兒島縣)

昨年この問題が起きた時、何故婦人団体がすぐ立ち上れなかつたかについて左の理由がある。即ち

1. 汚職とからんでゐたため、審議未了のものを中間に公表出来ないとの理由で、人権蹂躪の問題がぼやかされてしまつてゐたこと。

2. 婦人団体の結束がなかつたこと。

3. 報道機関、殊に地元新聞が正しい報道をせずに沈黙してゐたこと。

ところが藤原道子先生がこられ、ついで二月十一日の新聞に掲載されてから、今こそこの問題を真剣に検討し全国に呼びかけ、売春禁止法制定にまでもつてゆくべきチャンスであると、婦人団体が急速に結束して動きたし、先づ衆参兩婦人議員に協

力してもらうために、電報を打つと共に縣民に呼びかけるため、六月四日売春禁止法制定促進大会を開き、藤原、市川両先生を招いて法制定の経過をおききすると共に左の五つの決議を大会の名に於て行つた。

決議

1. 売春禁止に関する県令の設定
2. 売春禁止法制定促進委員会の鹿兒島支部結成
3. 六月十日の関東大会に県大会より私どもの代表二名を送る。
4. 売春禁止法制定促進のために全縣下にわたつて署名運動を展開
5. 本大会の決議をもつて法制定方を関係方面に請願

なお同日鹿兒島大学に於ても各学部が合同して学生大会を開いている。

大会で先生方のお話をきき一般聴衆は驚きあきれていたといつても過言でない程で、全国で問題になりながら、地元のおわれわれがあまり知らなかつたといふことは誠にはづかしいことで、それにつけても再び松元荘事件の如き悲しむべき事件を起さない様、奮起した次第である。

最後に鹿兒島に於ての人身売買の要因は、売春に対する罪惡感が低いことにあると思うが、このためにも一日も早く法が制定されてほしい。

日本が民主主義國家として、世界に交つてゆく上に、同胞の女性が斯様な立場におかれてることに男性が甘んじている筈がない。基本的人権を尊重し眞の民主主義國家にするために、この哀れな少女の對象が男性であることを反省していただくと共に男性方の積極的協力をお願いして報告を終わりたい。

(ロ) 雀ノ宮特飲街設置反対運動について

甲 斐 キ ヨ (栃木縣)

この問題は雀ノ宮に予備隊が駐屯され、特飲街設置の風評が立つた頃から五年越、地元婦人会が中心となつて反対運動をづけ、既に青写真まで出来ていたのを二万一千名の反対署名運動や各プロツク毎の純潔運動が効を奏し、業者との話し合いもついで一應解決がついていた。所が昨年十月突如として役場、保育場から僅か離れた農地にそれらしい家が立てられつつあるのを発見し、婦人会と県の売春禁止法制定促進委員会加盟団体と協力して積極的に調査し、業者に交渉した處、「これは單なる

飲食店である」といつて容易に聞き入れそうもない。それで農地法をめぐつてこの問題を解決する方向にもつてゆくと同時に、輿論に訴えるべく委員会に於て、神崎氏をお呼びして講演会を開き、町長始め有力者、婦人会員をよんで座談会を開いて実地調査を行った結果、設計をみて純然たる特飲衝であるとの意見に意を強くし、更に農地委員会の傍聴をするなど、猛烈な反対運動をつづけて来た。農地委員会は反対賛成相半ばして二回とも保留になつていたが、結局撤去命令を出す様に最終的決定がなされた。しかしこれをどこにもつてゆくかが今後の問題なので、婦人会は眼をみはつて監視しつづけている。結局こういう業者はモグリでやるならば、軽飲食店でも、支那ソバ屋でも仕事が出来るので、法的解決がなされない限り安心してられないわけで、かかる意味からも一日も早くこの法案通過を念願してやまない次第である。

## 六、婦人議員団報告

神 近 市 子

この大会にお土産を持参したいと、昨日今日、国会内を馳けずり廻つていたが、思うにまかせず遅れた事をおわび申しあげたい。その理由は處罰法が国会を通過しやすくするため、超党派の提案にしたいと思ひ、山下春江氏に呼びかけた處、氏は快よく承認してくれたが、党三役の承認が必要だという点でひつかかり時間をとつた爲である。しかし幸いに只今のところ自由党の発議者、賛成者四名、民主党の賛成者六名を得、一應手続きも七、八分通り出来上つている事を報告して御了解いただきたい。

三月国会が召集されたのに何故こんなに提出が遅れたかは、三月から六月迄の会期があるから、その間に先に非難を受けた点を考慮して、内容を充実させたいと思ひ、調査研究していたため、婦人議員団の要望

1. 売春を禁止するの文句を入れたい
2. 既に陥入つている気の毒な同性をなるべく保護處分にして、罰は悪質の常習者のみにとどめたい
3. 不定期刑にして改心したら即時釋放する
4. 前科者にしたくない
5. メカケの問題
6. 前借の問題
7. 売春の業者罰則をもつと重くしたい

## 8. 即日執行

これらの希望条項を入れて法制局才二課にもつていつた處、研究協議の結果、私共の希望条項の中七項まで法律の作成上法律の法文の技術上不可能とわかつたが、法律の専門家でない私達が少しでも織り込もうとして努力した過程をみとめていただくと共に、この法律は不完全なものであるが、才一段階として仕方のないもので、これが通過したら次々と附屬施行規則をつくり、徐々に完全なものにしてゆきたい。

法案成立の見通しは必ずしも樂觀をゆるさず、現在は六分四分の四分が我々の立場だろう。しかし私共の努力と全国の皆さんの強力なる支持により、必ず通過出来るものと信ずる。

## 七、議 事

(1) 売春禁止法制定促進今後の活動計画に関する件

(2) 売春禁止法制定促進決議に関する件

### (イ) 才一議案説明

中 村 い く

昨年二月八日私共売春禁止法制定促進委員会は全国大会を開催し、全国婦人代表八〇〇名が一堂に会して氣勢をあげましたことは、皆様御承知の通りでございます。その折私共は売春は止むを得ざる社会悪という觀念を一掃し、あくまでも絶対悪であるという主張を表明いたしましたものであります。しかして国策として売春は禁止すべきであると云う建前にたち

(1) 売春は悪となす

(2) 赤線区域をなくし婦人の転落を防ぐ

(3) 業者、ボン引、媒介者に嚴罰、重刑をもつてのぞみ、再び立つあたわざる迄に粉砕する。

(4) 厚生対策保護対策等の法律化の要求を議し、女性の人權擁護の爲、明るい日本建設のため全婦人が一つになつて闘いどることをお約束したい次第です。

この基本線はあくまでも変らざるものであることを本日再確認いたし、その上にたつて今日松元事件や初之家事件の新事実に対処してゆかねばならないと思ひます。この問題は決してこれだけではありません。社会の底に蓋をされて明るみに出されたくないだけのことで、これと同じ行為や、これ以上の悪徳行為はごろごろして居ることを知らねばなりません。これを阻止



しない限り、女性の不幸は容易によくならないでしょう、この解決の鍵こそ売春禁止法の制定であります、これを如何にして  
斗いとするか、この方法こそこれより互に考えあつてゆかねばならないことです。

私共は昨年の大会以来今日迄、あらゆる角度より手をつくして斗つて来ましたが、売春対策協議会への働きかけは一應効を奏  
し、売春は社会悪である、売春禁止法の制定は必要だという結論をかちとることが出来ました。

又婦人議員団も才十九国会に売春等處罰法案を提出し呼應して、その制定の為に斗つて下さつたのです、所が残念なことに  
一步前進はしましたがいまだに制定の目安がついて居りません。この間に於いて前に申しのべましたようにますます悪化の途  
を辿り、人権蹂躪も甚だしい段階を生むに至つたのです、ここに於いて早急にこれを阻止する対策をたてる必要であり  
ます。

そこでその対策実現のため次の運動方針を決定してゆきたいと思ひます。

昨年度決定いたしました活動方針は

(1) 法制化への輿論喚起

(2) 政府国会に対する働きかけ

の二項目でございました、これに沿つて全力をあげて活動した結果、法制化へ一步前進するに至り、現在法務省に於て長門  
刑事課長の下に法案の具体化がはかられて居ります、しかし予算を伴う厚生対策、保護対策の面に於いて、隘路があるとされ  
ここで足ふみして居るのが現状です、勿論原則としては政府予算で出すべきが当然であります、政府依存では容易に解決が  
むずかしい点があります。

私共民間団体は焦眉の急にせめられているこの問題の爲に、一つの解決案として百人が一人を救うと云う運動をも展開し売  
春防止と転落婦人の更生に協力し、一日も早く政府提案による制定を期したいと思ひます、と同時に衆参婦人議員団への働き  
かけを止めず、側面攻撃を御考え頂くことにしたいと思いますと思つて居ります。一方また売春禁止法の正しい理解に欠けて居る所が多  
いため世論を強化するに至つて居ない、この啓蒙に一段と努力する為、座談会、講演会、文書活動を強化すると共に宣伝活動  
をやることを必要といたします。

なお之に関連して重大なことは社会教育の浸透を計ることであり、ます為左の運動をいたします。

一、義務教育の普及を徹底せしむること。

- 一、女子の短期職業を奨励すること。
- 一、女子の職業紹介事業を盛んならしむること。
- 一、小、中、高等学校に性教育を行うこと。
- 一、純潔寄宿舎を設けること。
- 一、レクリエーションを奨励すること。
- 一、禁酒運動を奨励すること。
- 一、健全な芸術に親しみ、高尚な趣味を養うこと。

(ロ) 質 疑 應 答

① 質問者(男性)二号、オンリーを何故対稱にしなかつたか。

答 弁 委員長 才一段階としての處置である。

② 質問者(男性) 売春禁止法制定促進の裏付けとしての具体策をききたい。

答 弁 中村イク 各関係方面と交渉して善處方につとめている。

③ 質問者(男性) 婦人議員の売名的行為に煽動されている様に思うがどうか。

答 弁 市川房枝 (婦人議員団代表) 私は衆参婦人議員団の世話人の一人である。只今御質問なされた方のお言葉の中

中に売名的な婦人議員団に踊らされていると思うが、ということが出たことは、私どもとして聞きすてならん

ことである。(拍手)今の拍手で会場の皆さんの気持ちもわかるが、皆さんが質問者のように考えるならもうい

う必要は感じない。こういう問題を婦人議員がとりあげて扱うことが、一体どれ位困難なものか、私どもはそ

れこそ自身自身の生命さえ脅かされる程になるのだ。この会場には業者の關係の人がいると思うが、赤線地域

の業者の人は全国に強力な組織をもっている。全国性病予防会というのが、売春禁止法阻止のために金を集め

てあらゆる運動をしている。この運動がたまたまある議員たちと結びついている。これは利害關係からだ。別

な言葉で云えばヒモツキ議員が相当多くいる。この八方敵の中にいてこの問題の進展をはかるのは、金も名譽

も名前もそんなものがほしいからじゃない。同性の婦人のおかれている地位、われわれの愛する日本がこうい

う状態にあるということ、これを少しでも良い方向にもつてゆくことがわれわれ婦人の責任であると思う。  
(拍手)

(ハ) 才二議案について

舟 山 と み (議長)

大会の名に於いて関係各省え売春禁止法制定促進の決議文並びに要請書を手交することを満場一致で可決、要請書作成は準備委員一任。

八、決議文発表

吉 井 千賀 子

決議文

先年二月八日売春禁止期成会一回全国大会に於いて、全国のすべての婦人の声を結集し、売春禁止法の即時制定の要求を決議いたしました。而るに一年有余を経た今日未だにこの要求が採擇されず、依然として売春は止むを得ざる社会悪として黙認のすがたをつづけて居りますことは遺憾の極みであります。

その為ますます社会の実情は悪化の一途を辿り、今日、松元事件初の家事件など人権蹂躪も甚だしい新しい段階を生むに至りました。ここに於て再度女性の人権確立のために立上り本大会を開催、売春禁止法の即時制定と鳩山内閣が売春対策をスロイガンとして選挙戦を闘つた事実を追求しその実行を強く要求するものであります。

右決議いたします

売春禁止法制定促進関東大会

九、動議

議

(1) 松元事件につき 一、二の地方新聞が新聞の使命たる報道の厳格公正をみだしたことに對し新聞協会に申入れる件

(2) 松元事件に立ち上つた婦人団体に対して圧力が加えられたという事件に對しての対策抗議の件

イ 動議(1)は異議なく可決

ロ 動議(2)は鹿児島県代表より反論があつたが運営委員長の説明で諒解可決

十、大会宣言朗読

私共売春禁止法制定促進委員会は昨年二月八日全国大会を開催し全国すべての女性の名に於いて、先づ売春黙認制度の徹廢の爲次官會議決定の撤回を政府に要求し、赤線区域の撲滅、売春なき純潔日本の建設という基本的立場を確認し、女性の人權を守り、正しい社会の建設と独立国の面目護持を決定いたしました。しかして当時の政府並びに関係各省売春対策協議会等に決議文並びに要請文を手交し、しかして売春禁止法の即時決定の意見を披瀝致した次才です。

而るに一年有余の月日は流れ去りましたが、未だに何ら具体的解決の目どもつかない状態であります。この間に於いて私共の意志に反し、売春黙認の相は悪化の一途を辿り、ますます深刻の度を加えて参りました。遂には「松元事件」「初の家事件」などの如き衆人眼を覆わしむる問題すら惹起するに至りました。勿論この事件は、たまたま表面化したに過ぎないことで、これに類した事件、否、これ以上の悪徳行為は枚挙にいとまない位、社会の底にうごめいて居るのが現状であります。

かくまでに人間尊重の精神を喪失してよいでしょうか。人間が人間の手によつて人間の歴史を汚して行くすがたを傍観してよいのでしょうか。今こゝにこの問題の根底をさぐるときつきあたるのはやはり売春黙認制度に起因しているのです、私共はこれらの事実を重視して今回再度大会を開きひろく世論に売春禁止法の制定こそ焦眉の急なることを訴えるものであります。ことに政府は先般の二月総選挙に於いて売春対策の強化を公約いたしましたのでございます。公約は実行の責任を伴うものでなければなりません。

本大会は売春禁止法制定の必要を再確認すると共に、公約せる売春禁止法の制定実現、女性の人權擁護と売春なき純潔日本確立のスローガンの下に新たなる決意の上になつて、女性の結束を一段と強化し、初期の目的貫徹のため正しい運動を展開し、あくまで斗いとらんことを誓うものであります。

右宣言いたします。

売春禁止法制定促進関東大会

## 十一、閉会の辞

山 室 民 子

終始非常に充実した会であつたことを感謝する。この会は法制定に拍車をかけたものと御同慶にたえぬ。婦人議員諸氏のお骨折りを謝すると共に、今後の活動に期待し、お互いに手をとりあい、困難な斗いを斗いぬく決意に燃えて邁進しよう。

## 十二、万歳三唱

委員長、久 布 白 オ チ ミ

午後五時 終 了

(一) 大会記録の編集中、六月九日に於ける松元事件真相発表の街頭宣伝啓蒙が意外な効果をあげた事実を直面して、決意をあらたにさせられたことを御報告したい。それは私達の宣伝カーが品川特飲街、新宿特飲街の真中に乗りこみ、啓蒙宣伝を行ったとき、業者は売春婦を二階の窓辺にかり出し、或いは嘲笑的に、或いは反抗的に抵抗の態度をさせられたのであつた。所がそれは表面のことでその中の幾たりかが、「あの車にかけこめば私達は救われる。監視がなければ今でもとびこみたい」と嘆いたという。不幸の女たちを喰ひものにしてゐる業者が、心にもない抵抗のセスチャアを強制したとしても、女たちの本心には女としてのかなしみがひろく場をしめてゐるのだ。今日民主主義の時代に人間が人間を搾取してゐるこの実態は、あくまでも許してはならないし、又追放しなくてはならない。私達は心熱くして、不幸な女性解放の爲の闘いがどんなに困難なものかという記録を永くとどめたい。

(二) 今般関東大会が催された事で先づオ一に感謝したい事は、朝日新聞厚生文化事業団が私共のこの拳にすぐ後援を承諾され、会場の提供、報道等にと全面的に協力して下さつたことである。

オ二に準備の時日が少なかつたにもかかわらず、当日参会者が会場にあふれ、氣勢をあげる事が出来た事である。次にこの会の為の遙かなる鹿児島県より代表が送られ、松元莊事件が再びくりかえされぬ為には婦人団体が結束され、促進会が出来たとの報告があつた事は一つの進歩である。併しあの事件に関與した土地の有力者に対するはげしい怒りが、まだ代表者によつて切実に一般聴衆に訴えられなかつた事は残念であつた。そこに色々事状もある事だと思つたが、一つの日本の片隅の事件としてでなく、日本全体の問題として悪は悪とし、正義のために敢然と戦い得る勇氣と力を我々婦人は培つて行かなければならない事を痛感した。

翌日早速準備委員が集り左の要請文作成、関係各省各各団体が手分け、陳情して効果を上げた事を附加えておく。

要 請 書

本日売春禁止法制定関東大会に於て、決議されたことに基づき左の事を要請致します。

一、法制化のための措置

(福) 田 (勝)

(本) 多 (シ) (エ)

1. 昭和二十一年の次官會議の通牒を撤回すること。
  2. 政府案として、売春禁止法を必ず今国会に提出し、成立させること。
- 一、保護政策のための措置
1. 転落防止、保護更生のための立法措置を講ずること。
    - イ、身売防止のための生業貸付資金制度の確立。
    - ロ、更生施設の拡充強化。
    - ハ、婦人福祉相談所並びに一時保護所の設立。
  - 二、坊く婦人のための宿舎設立。
    - ホ、女子の職業紹介事業を盛んならしむること。
- 一、学校教育、社会教育のための措置
- イ、義務教育の確立。
    - ロ、純潔教育の徹底。
    - ハ、女子短期職業教育及び職業補導の徹底普及。
  - 二、未成年者の禁酒禁煙の法律を厳守させること。
- 右切に御考慮の程お願い申し上げます。

昭和三十年六月十日

売春禁止法制定促進関東大会



